

带状疱疹予防接種事業について（概要）

1 国による規定等について

(1) 対象者

- ①65歳の者（年度中に65歳を迎える者）
- ②60歳以上65歳未満の者（実年齢）であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- ③65歳を超える者については、5年間の経過措置として5歳年齢ごとに対象に位置付ける（年度中に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者）
※100歳以上の者については、初年度に限り全員を対象とする。

(2) 用いるワクチン及び接種方法

- ①乾燥弱毒生水痘ワクチン（製品名：ピケン）
 - ・0.5mLを1回皮下に注射する。
※詳細な接種方法等は添付文書（資料1）を参照
- ②乾燥組換え带状疱疹ワクチン（製品名：シングリックス）
 - ・1回0.5mLを2か月以上（標準的には2か月以上6か月以内）の間隔を置いて2回筋肉内に注射する。
ただし、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等については、医師が早期の接種が必要と判断した場合、1回0.5mLを1か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に注射しても差し支えない。
※詳細な接種方法等は添付文書（資料2）を参照

(3) 長期療養特例

定期接種対象者であった間に、以下の特別の事情があることにより、予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、定期接種の対象者とする。なお、当該特例の対象となる上限年齢は設けず、また、特例の期間は「特別の事情」がなくなったときから1年とする。

- ①次の（ア）から（ウ）までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）
 - （ア）重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - （イ）白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - （ウ）（ア）又は（イ）の疾病に準ずると認められるもの
- ②臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）
- ③医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

- ④災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

（４）予防接種不適合者

- ①これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを 1 回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる場合
- ②これまでに、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを 2 回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる場合
- ③明らかな発熱を呈している者
- ④重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなる者
- ⑤当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかなる者
- ⑥（乾燥弱毒生水痘ワクチン）明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている者
- ⑦その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

（５）予防接種要注意者

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- ②予防接種で接種後 2 日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ③過去にけいれんの既往のある者
- ④過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- ⑥バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際のラテックス過敏症のある者
- ⑦（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）血小板減少症や凝固障害を有する者、抗凝固療法を受けている者
- ⑧（乾燥弱毒生水痘ワクチン）3 か月以内に輸血やガンマグロブリンの注射を受けた者、6 か月以内に大量ガンマグロブリン療法を受けた者

（６）対象者に関するその他事項

- ①带状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。
- ②带状疱疹の定期接種の対象者となる前に、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを 1 回接種したことのある者は、医師の判断に基づき、以降の接種を定期接種として行う。

（７）接種方法に関するその他の事項

- ①乾燥組換え带状疱疹ワクチンを定期接種として接種した後、乾燥弱毒生水痘ワクチンを定期接種として受けることはできない。
- ②他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。
- ③乾燥弱毒性水痘ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種間隔は 27 日の間隔を置くこととする。

(8) ワクチンの有効性

带状疱疹予防接種による発症予防効果について、乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した1年後は67.5%、8年後は31.8%であり、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2回接種した1年後は97.7%、10年後は73.2%であったと報告されています。

※詳細は、[資料3](#)を参照

(9) ワクチンの副反応

乾燥弱毒生水痘ワクチンの主な副反応としては、接種部位の発赤、そう痒感、熱感などがあり、乾燥組換え带状疱疹ワクチンの主な副反応としては、接種部位の疼痛、発赤、腫脹や胃腸症状、頭痛、筋肉痛などがみられることがあります。

※詳細は、各ワクチンの添付文書（[資料1](#)及び[資料2](#)）「11.副反応」を参照

2 本市における実施方法等について

(1) 定期接種開始時期

令和7年4月以降

具体的な開始時期は決まり次第、追ってお知らせします。

(2) 実施場所

市内実施協力医療機関

後日、医師会を通じて実施協力いただける医療機関を照会させていただきます。

(3) 説明書及び予診票（案）

他の定期接種と同様に、対象者向けの説明書や予診票等が一体になった冊子を実施協力医療機関に配布する予定です。

①説明書（案）

[資料4](#)のとおり

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会や各ワクチンの添付文書などの資料を参考に作成しています。

②予診票（案）

[資料5](#)のとおり

国から示された定期接種実施要領の一部改正案における予診票を参考に作成しています。なお、乾燥弱毒生水痘ワクチン、乾燥組換え带状疱疹ワクチンともに共通の予診票となります。

(4) 接種時における注意点等

接種にあたって特に注意すべき点等として、以下の内容を実施協力医療機関向けの手引きに記載する予定です。

①対象者であることの確認

- ・堺市に住民登録があること
- ・65、70、75、80、85、90、95、100歳の方については、実年齢ではなく、年度中に当該年齢を迎える方であることに注意してください。

※なお令和7年度に限り100歳以上の方も含める。

- 60歳以上65歳未満の、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方については、実年齢であることに注意してください。

②接種歴の確認

- 過去に乾燥弱毒生水痘ワクチンの接種歴がないか
⇒過去に接種したことがある場合は、基本的には定期接種の対象となりません。なお、「当該予防接種を行う必要」があると医師が判断し、最終的に本市が認めた場合には、対象者になる場合があります。
- 過去に乾燥組換え带状疱疹ワクチンの接種歴がないか
⇒定期接種の対象となる前に、任意接種として1回目の接種をしたことがある場合は、医師の判断に基づき、2回目の接種を定期接種として実施してください。
過去に2回接種したことがある場合は、基本的には定期接種の対象となりません。なお、「当該予防接種を行う必要」があると医師が判断し、最終的に本市が認めた場合には、対象者になる場合があります。
- 乾燥弱毒生水痘ワクチン、乾燥組換え带状疱疹ワクチンの交互接種に該当しないか
⇒乾燥組換え带状疱疹ワクチンを定期接種の1回目として接種した後、乾燥弱毒生水痘ワクチンを定期接種の2回目として接種することは、定期接種としては認められません。

③使用するワクチンの確認

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンについては、明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方及び免疫抑制をきたす治療を受けている方には接種できません。また、輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。
- 乾燥組換え带状疱疹ワクチンについては、血小板減少症や凝固障害を有する方や抗凝固療法を受けている方に接種する場合は、注意が必要です。
- ②に記載したとおり、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを定期接種の1回目として接種した後、乾燥弱毒生水痘ワクチンを定期接種の2回目として接種することは、定期接種としては認められません。

(5) 接種費用と自己負担額

調整中

(6) 対象者への周知方法

- ①広報さかいへの掲載
- ②堺市ホームページへの掲載
- ③医療機関におけるポスター掲示